

決議文（案）

私たちは、第六回「全国手をつなぐ育成会連合会」全国大会を、ここ火の国熊本において開催しました。二日間で延べ四千四百人に迫る方々にご参加をいただいた本大会では、「二人ひとりを認め合う社会の実現」熊本のことを全国に」を大会のテーマに、各分野の現状と今後の課題について討議をしました。

近年の地球温暖化の影響を受け、ここ数年、記録的な豪雨により各地に災害がもたらされています。また、東日本大震災以降、熊本・大分地震、北海道胆振東部地震等、大規模な地震も数多く起きています。大規模災害への備えが全国規模で求められる時代です。昨年4月に創設した災害対策基金を活用して、仲間の手をさしのべ合える組織として災害に備えてまいります。被災時には、全ての人が生活弱者になりえますが、特別な支援が必要な者は、より困難な状況になります。行政を始め多くの方に理解を求め一人ひとりに応じた適切な支援が提供できる福祉避難所の迅速な指定を求めていきます。

私たちは、相模原障害者施設殺傷事件によって示されたような差別や優生的思想に屈することなく、生きる価値に差はなくすべての人の命はかけがえのないものであることを社会に求めています。「私たちは前向きに懸命に生きている」姿を私たち自身が発信しつづけます。一人ひとりの声は小さいかもしれませんが、だからこそ私たちは手をつなぐ必要があるのです。

障害のある人の高齢化も進み、家族とともに超高齢社会に身を置いていくことになります。様々な課題解決に向けた具体策がより効果的となるよう着実に環境を整えていく必要があります。既存の資源と地域のつながりの活性化も視野に入れた模索が必要であり、地域に根ざした育成会活動の着実な歩みとして、さらには次世代への橋渡しとなることを意識して足元を見つめた活動がますます求められています。

大会では、各分科会において、ライフステージに応じた課題について熱心な討議をし、障害があっても人として尊重され、共に支え合う共生社会の実現に向けての取り組みと決意について確認されました。

この成果を踏まえつつ、私たちは本大会の名において次の事項を決議し、政府をはじめとする関係機関に要望します。

一、障害者に対する重大な人権侵害である虐待の防止と差別の解消に向け、養護者支援や障害福祉サービス事業所における虐待防止を徹底するとともに、意思決定支援の充実を図ること。

一、共生社会の実現に向け、様々な心身の特性を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を広める取り組みをより推進するとともに、共生社会の基本理念の普及啓発に向けて、広報・研修の機会を拡大すること。

一、大規模地震や風水害などによる被災地の復興支援を継続し強化すること。また、災害時の障害者対策に命を守るという視点から今後の災害に対して万全を期すること。

一、障害者権利条約の締約国として「障害者が他の者との平等を基礎」として、地域で当たり前に暮らすことができるよう人権と環境の整備など必要な対応を着実に図っていくこと。

一、相談支援体制に地域格差が生じているため、どの地域でも見通しを持ったサービス等利用計画が作成され適切な支援が受けられるよう相談支援体制の充実を図ること。

一、六十五歳を境とした介護保険の適用が機械的な運用にならないよう計画相談を充実させ、ケアマネジャーとの密な連携が図られる体制を構築すること。

一、成年後見制度では、本人らしい暮らしに沿った身上保護（監護）の充実を求める観点から、意思決定支援の在り方など個々のケースに応じた適切で柔軟な運用のもとこれを利用しやすくなるよう環境の整備を促進すること。

一、地域生活支援拠点の整備などを通じ、重度、高齢障害者の居住の場の適切な確保と、緊急時の支援が身近な環境で整うよう早急に確立すること。

一、子どもやきょうだいに障害があることによつて起きる家族の社会的孤立を防ぐよう相談支援体制を充実させると共に、養護者の身に起きた不慮の事態が当事者の「孤立死」につながらぬよう対策に万全を期すること。

一、障害児や発達が気になる子ども一人ひとりのニーズに応じた療育の保障と家族支援を全国どこであつても受けられるようにすること。

一、インクルーシブ教育の理念の浸透とともに、個別の特性に応じた教育上の合理的配慮の提供、支援体制の整備・充実に取り組むと共に教職員の質の向上を推進すること。

一、一人ひとりの働く意欲を尊重し、雇用の促進・継続につながる就労・雇用支援制度の拡充を図ること。また、障害者優先調達推進法の積極活用などにより、賃金や工賃を引き上げること。

一、「療育手帳」の全国统一基準を設けること。また、その際には鉄道運賃等の割引について等級に関わらず介護者も対象とすること。

一、障害基礎年金の支給見直しの際に下方修正等の不公平な格差が不用意に生じることのないよう判定基準を明確にすること。

以上、決議する。

令和元年十一月二十四日